

議案第 4 6 号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 9 章 [略] 第 1 0 章 <u>生活環境影響調査結果の縦覧等（第 4 6 条 第 5 0 条）</u> 第 1 1 章 <u>審議会及び推進員（第 5 1 条・第 5 2 条）</u> 第 1 2 章 <u>補則（第 5 3 条 第 5 5 条）</u> 附則 （土地又は建物の管理） 第 4 5 条 [略] 第 1 0 章 <u>生活環境影響調査結果の縦覧等</u> <u>（一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査）</u> 第 4 6 条 <u>市長は、市が設置する法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は当該一般廃棄物処理施設に係る法第 9 条の 3 第 7 項に規定する変更（以下「対象施設の設置等」という。）</u>	目次 第 1 章～第 9 章 [略] 第 1 0 章 <u>審議会及び推進員（第 4 6 条・第 4 7 条）</u> 第 1 1 章 <u>補則（第 4 8 条 第 5 0 条）</u> 附則 （土地又は建物の管理） 第 4 5 条 [略]

に当たっては、同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、当該生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）を作成するものとする。

（調査書の縦覧）

第47条 市長は、法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から1月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第48条 前条の規定による公告があったときは、当該公告に係る対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧の期間満了の日から2週間を経過する日までに、市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出することができる。

2 意見書の提出先は、前条の規定による公告において指定するものとする。

（他の地方公共団体の長との協議）

第49条 市長は、生活環境影響調査を行った地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手段を実施することについて協議するものとする。

（環境影響評価との関係）

第50条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条又はさいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第22条の規定による環境影響評価書（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告及び縦覧の手続を経たときは、当該環境影響評価書は、法第9条の3第1項の規定による届出に要する調査書で第47条及び第48条に定める手続を経たものとみなす。

2 前項の環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続に当たって、さいたま市環境影響評価条例第58条の規定による協議を行ったときは、前条の規定による協議を行ったものとみなす。

第51条 [略]

第52条 [略]

第12章 [略]

第53条 [略]

第54条 [略]

第55条 [略]

第46条 [略]

第47条 [略]

第11章 [略]

第48条 [略]

第49条 [略]

第50条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第50条の規定は、この条例の施行の際現に行われ、又はこの条例の施行の日以後に行われる環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条又はさいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第22条の規定による環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手續について適用する。